

理由

関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定輸出申告の申告手続及び不正競争差止請求権者による輸入差止申立ての手続等を定めるほか、特例申告に係る指定貨物について一定の場合に当該貨物が属する関税率法別表の項又は号の区分ごとに指定を行うことができることとする等の改正を行う必要があるからである。